

一カ所集約、一定の負担受け入れれば検討の余地あり

委託時期（2022. 4）は、先延ばしを強く要請

院内保育見直し第3回交渉

院内保育室見直しに係る第3回交渉を10月22日、実施した。当局から、前回交渉で要請した「こども家庭C一時保護所の業務内容・勤務条件」、「こども病院の病棟保育の業務内容・勤務条件」について、説明が行われた。「正規3名以上の病院は直営を継続すること」については、委託方針の姿勢は変わらない上に、2022（R4）4からの委託が示されたた

め、先延ばしを要請した。これまでの交渉で何度も訴えてきた一カ所に集約して直営を残すことについては、通勤やサービス拡充、近い将来の委託に切り替える時期の問題等を、仮に受け入れれば、加古川医療Cに集約して直営で残すという検討の余地はある、との回答が示されたため、内部協議するための時間の確保を要請し、交渉を終えた。

一時保護所、病棟保育への通勤方法は？保育士の超勤の状況は？

→一時保護所は、原則、公共交通機関での通勤となるが、子育て等の個別の事情により、私用車での通勤を認める場合があると聞いている。

一方、病棟保育は、原則、公共交通機関での通勤となる。

超勤は、一時保護所では多い月でも一人平均6時間程度。交代制勤務の、引き継ぎ時に急遽入所がある場合など、若干の超勤が発生する日があると聞いている。

一方、病棟保育は、ほぼない状況。

一時保護所の土日勤務、夜勤中の業務内容は？また、月6〜7回の夜勤の勤務シフトは？

→一時保護所の土日勤務の業務は、平日の業務とほぼ同じである。

一方、夜勤の業務は、夕食や朝食の食事指導、子供の就寝時に業務日誌の記入、観察指導記録の整理、子供の衣類・遊具整理などを行っている。

夜勤の勤務シフトは、例えば、月曜が日勤、火曜が夜勤、水曜が非番、木曜が週休日、金曜が日勤、土曜が日勤、日曜日が週休日、夜勤の場合は、①夜勤、②非番、③週休日の流れがひとつの基本となっている。

①週休日はどのように

与えられるのか、②勤務シフトの希望の提出期限はいつ頃か、③年休、夏休の取得状況は、④希望どおり休みはとれるのか。→①週休日は、事前に本人に週休日の希望を聞いた上で、全体のバランスで調整を図り、勤務シフトを組んでいる。②勤務シフトは、4週毎に作成し、約4週前にとりまとめられている。③年休及び夏休の取得状況は、R2年度の平均で年休が14.7日、夏休は5日。④休み希望は、業務に支障のない範囲で、本人の希望を尊重している。

何か特別な給与上の措置はあるのか？

→夜勤手当*1、交代制変則勤務等手当*2、社会福祉業務手当*3が支給される。

院内保育士も病棟保育への異動はあり得るのか？

→人事異動として、こども病院の病棟保育に配置となることはあり得る。

西宮、加古川の扱いは、到底、納得できない。

→確認事項は、労使双方の合意事項として、重く受け止めている。しかし、合意した当時から比べ、院内保育を巡る環境の変化や社会情勢の変化、常時、満床状態の一時保護所の状況などを考えると、運営方法を全ての病院で速やかに委託方式に切り替え、現在の院内保育士

の皆様には、一時保護所で、これまで培ってきた技術や経験を活かして頂きたいと考えている。委託への移行にあたっては、可能な限り丁寧に対応させて頂くので、何とかご理解頂きたい。

納得できない。情勢変化のためとは言え、交渉確認を覆すということは、これからの労使の信頼関係に関わる問題であり、確認事項を信用してこれまで働いてきた職員の思いを損なうものでもある。再考を求める。

→我々としても上層部と協議を行い、今回、成案として提案させて頂いている。何とかご理解頂きたい。

西宮、加古川に関しては、委託方式に切り替える時期はこれまで明示してこなかったが、今回、なぜ令和4年4月からとしたのか。

これまでの交渉で、「夜間・休日、病児保育の実施といったサービスの拡充について、新病院整備にかかる設計とともに検討」としていたことからすれば、大変、唐突である。

→このたびの、院内保育の運営形態の見直しは、西宮、加古川、淡路、がんの4病院について、順次、委託方式へ切り替えることとし、切り替えの実施時期を令和4年4月1日からと、申し入れを

確認と要請
加古川医療センター一か所に集約して残す方法については、我々の思いを踏まえたものと受け止めるが、内容を整理して、検討する時間を頂きたい。内部で協議し、そこで出た意見を執行部を通じて当局に伝える。
また、川西の一時保護所の開設時期のことはあるかもしれないが、令和4年4月の委託化は、あまりにも拙速であり、先送りを求める。→皆さん方の強い思いを踏まえ、検討させて頂く。

とは？

→川西こども家庭Cの一時保護所が令和5年度中に開設される予定である。仮に院内保育士の皆さんが一時保護所で勤務頂くとなった場合、川西こども家庭Cの一時保護所に配属される場合も十分あり得るが、この場合、新規に開設される職場は、一般的に立ち上げ時の臨時業務などが想定され、多忙な職場と考えられる。

そのため、院内保育からいきなり新設の川西の一時保護所に配属するのはなく、明石の一時保護所で勤務頂き、業務に慣れ、経験を積んで頂く期間を確保することで、より負担なく一時保護所で勤務頂けるものと考えている。

「一カ所に集約すれば、3名以上の配置が可能であるし、それに会計年度任用職員の配置も行うといった工夫を行えば、夜間・休日の対応も可能と考ええる」と訴えてきたことは、検討してくれているのか。

*1 勤務時間(15:00~10:00)の内、22:00~5:00までの間については、月額給与の時間単価に対し25%の夜勤手当が支給される。
*2 勤務1回につき1,100円の交代制変則勤務等手当が支給される。12/29~1/3までの間は、年末年始手当として1勤務につき3,500円が支給される。
*3 児童等に一時保護を行った場合は、業務内容の特殊性を踏まえ、1日につき950円の社会福祉業務手当が支給される。

前回交渉で要請した内容に対する当局回答（要旨）

1. こども家庭C一時保護所の業務内容

- 子どもの日々の生活の中で行動観察を行い、生活態度、行動、対人関係等の状況をともに生活する中で客観的に、あるいは子どもに関わりながら全生活場面について観察し、それを基にして援助方針を立てることを基本としている。
- 一時保護する児童の年齢や性別により、男子学齢児、女子学齢児、幼児の3つのグループに分かれ、職員がそれぞれのグループを担当し、業務にあたっている。保育士は、主に幼児を担当することが多いが、場合によっては学齢児を担当することもあると聞いている。
- また、現在、一時保護所には、正規職員24名、再任用職員2名、非正規職員25名、計51名が勤務しており、そのうち、保育士は正規7名、再任用1名、非正規2名、計10名が勤務している。
- 一時保護所の一日の流れ
幼児担当の場合、担当職員の業務は、一般的な保育であるが、通常の子どもと比べると食事や排泄等の介助が必要な場面が多いと聞いている。
- 一時保護所の勤務条件等
勤務形態については、1ヶ月単位の交代制勤務、いわゆるシフト制で、土日勤務や夜勤がある。日勤の勤務時間は、原則9時から17時45分までとなっており、夜勤の勤務時間は、15時から翌日10時までとなっている。月平均の夜勤回数は、6、7回程度である。通勤方法は、原則として公共交通機関での通勤となるが、子育て等の個別の事情により、私用車での通勤が認められる場合があるとのことである。日勤の職員の配置状況は、幼児担当は2名、学齢児担当は3名以上での対応となり、夜勤では、幼児担当は1名、学齢児担当は2名での対応となる。

2. こども病院の病棟保育の業務内容及び勤務条件

- 一般病棟及び救急・HCU病棟にそれぞれプレイルームがあり、月曜日から金曜日の9時から17時まで開設している。主に入院中の0歳から10歳までの子どもが利用しているが、プレイルームへ行けない子どもに対しては、病室での1対1での保育も行っている。現在、9名の保育士が勤務しており、うち4名が正規職員である。
- 病棟保育士の業務は、それぞれのプレイルームや病室で、医師や看護師等と連携・協力し、療養中の子どもの成長発達を促す援助を行っている。子どもの容態や手術、検査のスケジュールなどを把握して、子どもの治療を阻害しない方法や時間を調整しながら保育業務を行っている。また、入院中の子どもの家族に対し、治療で身体機能が低下しているとき・行動制限があるとき・医療器具装着中など、治療中にできる遊びの提案をしたり、長期入院・遠方からの来院・家族の状況などで家族が面会でき

ないときや医師から治療について説明を受けるときなど、家族が付き添うことができない場合に子どもに付き添うこともある。

- また、令和3年3月より、入院中の子どもと保護者が面談する際に、入院中のこどもの兄弟、姉妹を一時的に預かる取り組み（きょうだいルーム）を行っており、各病棟に配置された保育士が、適宜対応している。なお、正規職員の場合、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までの勤務であり、土日勤務や夜勤はない。

3. 前回の交渉で直営の継続を求められた病院の検討結果

- 一時保護所の状況を上げると、増大する虐待相談など児童問題の多様化、複雑化は大きな社会問題となっており、県内の児童相談件数も、近年増加の一途をたどっている。それに伴い一時保護件数も平成27年から令和元年までの4年間で、2倍程度増加（H27:781件→R1:1,528件）している。このため、児童相談所である中央こども家庭Cの一時保護所は常に満床状態であり、令和2年度に建物を改修し、ハード面では受入定員を拡充（40名→54名）したものの、対応する保育士等の確保ができず、拡充前の受入定員のままとなっている。
- また、阪神間の保護件数の急増を受けた一時保護所を新設する計画が、具体化し、川西市内の旧川西こども家庭C跡地に新たな一時保護所（46名）が令和5年度中に開設される整備概要が公表されている。知事部局からは、一時保護所の開設に向けて、現在の保育士が不足している状況を踏まえ、病院現場の保育士の配置を打診されている。
- 皆さん方も含め、病院事業で働く我々としても県行政の一翼を担う立場として、こうした状況に対応していく必要があると考えている。院内保育室に求められるニーズの変化や知事部局におけるニーズを踏まえると、皆さん方のこれまで培ってきた技術や経験を一時保護所で活かしていただくことが、望ましいと考える。
- こうしたことを総合的に勘案した結果、我々としては、保育サービスの充実と一時保護所が支障なく運営できる体制確保のため、現在直営で運営している西宮病院、加古川医療C及びがんCについて、委託方式に切り替えたいと考えている。そして、委託方式に切り替える時期については、保育サービスの充実を求める声や近い将来、開設される川西こども家庭Cの一時保護所の体制確保も見据えた習熟期間の確保などを考慮し、令和4年4月からと考えている。
- なお、一時保護所への異動については、前回の交渉でも申し上げたが、皆さん方が行政職であることも踏まえ、県立病院に勤務する保育士の人事異動の中で、本人希望や専門性、適性等を総合的に勘案することを基本に考えていく。

→H24年度のあり方協議で確認した最小職員数（正規3人）に達している病院のみとなり、全体の保育士数が減っていく中、集約することで、保育士の皆さんの通勤の負担が増すこと、保育サービスの範囲がどの程度可能なのかといった点で、難しいのではないかと申し上げた。

淡路医療Cを除く直営3病院で最も利用児童数が多い、加古川医療Cが考えられるが、通勤の問題、夜間、休日のサービス拡充の問題、定年等で委託に切り替える時期が近い将来到来する等課題も多い。

→これまでから申し上げたこと、**通勤やサービス拡充の問題、近い将来の委託に切り替える時期の問題等を、仮に受入れれば、加古川医療Cに集約して直営で残す方法はありませんか。**

→**通勤やサービス拡充の問題、近い将来の委託に切り替える時期の問題等を踏まえて、一定のご負担を受入れて頂くということであれば、検討の余地はあると考える。**

→**①異動に伴うため、人事異動という事柄の性質上、必ずしも希望どおりにいかない場合があるということ、②少なくとも一定水準以上のサービスを検討していく場合、責任ある体制の3名を超える配置数の検討も必要と考えられるが、仮に3名を超える配置があったとしても、上限があることから、全員が異動できないこと、③集約した後、定年退職などのいかなる理由があっても、集約後の責任ある体制を下回る場合は委託方式に切り替えること、以上が検討の前提となると考えている。**